

## 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正」に関するパブリック・コメント（意見募集）の結果について

平成16年7月29日付けで「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正」に関するパブリック・コメント（意見募集）を行った結果、4件のご意見が寄せられました。

提出されたご意見、その内容及びご意見に対する考え方は、以下のとおりです。

### 1．パブリック・コメント実施方法

募集期間：平成16年7月29日（木）～平成16年8月18日（水）

周知方法：記者発表、環境省及び経済産業省ホームページ掲載

意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

### 2．提出意見数

4件（意見提出者：4名）

項目別には、5件

### 3．提出された主なご意見（項目別）

- （1）公害防止主任管理者の選任の見直し - 1件
- （2）公害防止管理者の兼任要件の追加 - 1件
- （3）資格の区分の見直し - 1件
- （4）国家試験の科目別合格制の導入 - 1件
- （5）国家試験業務の指定試験機関への移管 - 0件
- （6）資格認定講習機関の登録制の導入 - 0件
- （7）資格認定講習の受講に必要な技術資格の追加及び学歴による制限の撤廃 - 0件
- （8）その他（国家試験の複数回実施） - 1件

### 4．提出されたご意見全文とご意見に対する考え方別添のとおりに

## パブリックコメントの実施結果

| ご意見  | 対応方針   |
|--|--|
| <p>この見直しの考え方に賛成である。運用に当たっては、以下の点にご配慮いただきたい。ISO14001の登録事業所では、遵法が原則となっている。この法律についてもその目的を十分理解して、公害防止管理を組織的に実施しており、当然ながら、大気と水質の管理者が連携して業務を実施している。従って、免除の基準策定にはこういった組織的取り組みに十分配慮していただきたい。</p> | <p>ISO14001の活用等により、大気関係の公害防止管理者と水質関係の公害防止管理者の連携がより一層強固なものになっていることは、非常に有意義なことであるが、今回の制度改正に際し、経済産業省及び環境省が共同で設置した専門家からなる公害防止管理者制度検討会の報告書（平成16年3月）では、「ISO14001に適合していることを公害規制法等の強制法規上の緩和条件にすることは、認証の取得が目的化することを助長しISO14001の制度そのものに歪を生じさせることが懸念される」という観点からも、慎重であるべきであり、公害防止管理者制度上の適用除外要件とすることは適当でない」との結論を得ており、その方向に沿って対応することが適切であると考えます。</p> |
| <p>この見直しは妥当である。鉄鋼業における各製鉄所の生産活動では、複数企業が様々な分野で生産活動を補完する体制をとっているが、他製造業においてもこうした傾向は見られるため、上記の見直しはこうした生産活動の実態に則したものとなっている。また、こうした動きは、環境行政の効率的な運用を促進させる一例であり、今後他分野においてもこうした産業活動への配慮を希望する。</p> | <p>今後も、出来る限り実態に即した制度作りに努めて参りたいと考えております。</p>  |
| <p>水質と大気は細分化されているが、実際には業務上の技術知識の差はない。よってこれを統合してほしい。</p>  | <p>現在設定されている資格の区分のうち、大気関係公害防止管理者及び水質関係公害防止管理者につきましては、4つの区分が設定されておりますが、これは、本法の対象となるばい煙発生施設又は汚水</p>  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>等排出施設を設置する特定工場を排出量の多少及び本法が定める有害物質の排出の有無によって4つの区分に分け、それぞれの工場で選任すべき公害防止管理者の技術及び知識レベルを分けているものであり、統合することは適当ではないと考えています。</p>  |
| <p>特定工場になるのは設備導入時であり、60日以内に公害防止管理者を選任しなければならない。国家試験は年1回であるのを年数回としてほしい。</p>  | <p>公害防止管理者制度におきましては、毎年1回の国家試験以外に資格認定講習を設け、国家試験を補完する形で実務に必要な有資格者を輩出しているところがあります。国家試験の年間実施回数を増やすことは困難ですが、今後とも国家試験及び資格認定講習の適切な運用により有資格者の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>   |
| <p>公害防止に関する技術は、ばらばらの知識の寄せ集めではなく、関連する知識が相互、有機的に結びついて、初めてその真価を発揮できるものであります。また、何らかの技術的な問題に直面したとき、一見関連のない知識が、問題解決の突破口となり有意な結果を生むことは、多々経験するところでもあります。3年もの猶予期間を認めた科目別合格制は、資格取得時の知識の分断化をうながし、横断的柔軟な発想を少なからず阻害し、資格の形骸化を招きかねないと考えます。数十万人もの有資格者がいる現状や高率な合格率を鑑みれば、規制緩和あるいは受験者層の質に迎合したととれる試験制度改革の意義に疑問を感じます。このようなことから、科目別合格制の導入は限定的（有資格者が同区分の資格を取得する場合のみ）にすべきであり、公害防止管理者の資格を有しない者が新たに管理者の資格を取得しようとする場合や有資格者が他区分の資格を取得しようとする</p> | <p>今回の制度改革に際し、経済産業省及び環境省が共同で設置した専門家からなる公害防止管理者制度検討会の報告書（平成16年3月）では、「受験者の負担の軽減と国家資格を現状以上に取得し易いものとするため、現行の試験区分を括らずに、公害防止の対象施設に応じて求められる知識をきめ細かく確認することでこれに対する資格付与が行い得るよう試験のシステムについて工夫を行うべきである。このためには、公害防止管理者及び公害防止主任管理者試験に科目別合格制を導入することが適当である。」とされ、さらに「科目別合格制の導入で複数年に亘ったより計画的なステップ・バイ・ステップの学習が可能となり、資格取得の機会を増大させ、より対応範囲の広い資格へステップアップすることが容易となる。これにより、資格取得のための学習の動機付けを高め、公害防止に係る人材確保・育成、技術普及に資するものである。」との結論を得ており、その方</p> |

場合は除外すべきと考えます。なお、現有資格者が必要に迫られ、あるいはより広範囲な知識取得のため、他区分の資格を取得する場合、試験科目の一部受験免除（たとえば環境基本法など共通部分）など、柔軟な試験制度を創設することにより負担を軽減することは妥当と考えます。

向に沿って対応することが適切であると考えます。

また、ご指摘のように資格の形骸化を招くことのないよう、科目別合格制の導入にあたっては、実務の実態に即した試験科目の見直しや試験科目ごとの問題数を適切に設定するなどの検討も進めてまいりたいと考えております。